建物賃貸借契約解約届について

契約書第17条2項に基づき、解約届は退去予定の1ヶ月前迄に、右記届出書の必要事項を

全て記入の上、地産開発まで提出し、契約書第18条に基づき、建物の明け渡しを行います。

（1）解約届を書面にて受理した日を以て、解約催告日とします。

①解約が緊急の場合であっても、解約届提出から退去までの期間が1ヶ月未満の場合は、

解約届受理日より基本的に30日分の賃貸料相当額を負担して頂きます。

＊（契約の内容によっては、家賃の日割りが出来ない場合があります。その際は

契約書に準じますので再度契約書を御確認下さい。）

②月半ばでの退去は、基本的に翌月分の賃料を入金して頂き、後に敷金と共に返金致します。

（2）移転及び解約手続き（1週間以上前に連絡しておいてください。）

①電気・ガス・水道業者に連絡してください

②家財保険の解約手続き（直接保険会社のフリーダイヤルに電話してください）

③郵便局移転手続き、電話の移転、新聞等の停止と最終日の浄化槽等の汲み取り、

④有線TV、インターネット関係の配線撤去等の引越し手続き

（当社の工事立会は、出来ませんので退去日までに配線撤去工事をして下さい。）

（3）入居時に搬入したすべての家財・物品の搬出

引越しの際の不要品を放置された場合は、別途処分代を請求させて頂きます。

また、ゴミ置き場に不法投棄された分も請求対象となります。

（4）**引越しは、近隣のご迷惑にならないようにお願い致します。**

（5）退去立会

ルームチェックを御希望の方は、事前に申し出てください。

（6）鍵の返却

退去日までに鍵の返却がない場合は、契約書第18条3項2に則り、 家賃や損害賠償を請求致します。

（7）原状回復

契約書第18条に準ずる。

※お客様の交わした賃貸契約始期により内容や条項が異なる場合があります。その際は契約書に準じます。

切取線

解 約 届 書

普通賃貸用

注意 解約の際は、本届けの提出日が受付日となり、最低受付日の1ヶ月後までの賃料が発生します。
退去日未記入の退去届けは、基本的に受付出来ません。（担当にご相談下さい。）

名 称	号室	管理	（株）地産開発
契約日	駐車場No.	住所	佐賀市駅南本町3番3号
		TEL	0952－23－1818
		FAX	0952－23－8188

※契約者名 印

※入居者名

法人の場合 連絡先・担当者 〒 担当者名

Tel Fax

※ 退去日	**年**	**月**	**日**

住宅総合保険の解約 0120-954-855

※ 退去立会希望 しない ・ する 月 日 時 **●退去立会は荷物搬出が終了していないと出来ません。**

※ 退去理由 転勤・結婚・不動産取得・物件不満・その他（

※	転居先（連絡先）住所	〒							
※	転居先（連絡先）TEL					携帯			

月額賃料等	金額		その他項目	金額		家賃発生日 年 月 日	
家賃		円			円	家賃	円
共益費		円			円	共益費	円
駐車場		円	違約金		円	駐車場	円
町内会費		円	預り敷金		円	町費	円
水道料		円	敷引		円	水道料	円
合計		円	礼金		円	合計	円

家賃入金状況 年 月分まで入金済み。又は、 月分 月 日頃入金予定。

預かり敷金の返金の場合の振込口座 （注）預かり敷金精算終了後、残金が出た場合のみ返還されます。

※	金融機関	支店名	種別	口座番号	名義人（カタカナ）

特約

入居時引き渡し鍵
No.

記入不要 当社使用欄 受理年月日 年 月 日 持参・郵送・FAX・来社

家主連絡日		鍵返却日		本鍵 本	スペア 本

受付	データ入力	一覧表		コメント・引継事項	個人契約Pの有無

入居時損傷コピー 済 ・ 無